

前回審議会における指摘事項について

指摘事項	考え方及び今後の対応
<p>○ プラスチック製容器包装の分別収集について、最終的な処理方法やその割合、コスト等の数値についてのご質問とともに、次のとおり賛否様々なご意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せっかく分別収集が軌道に乗りかけたところなので、もっと分別に力を入れた方が良い ・容器包装を運搬してリサイクルすることにどれだけのメリットがあるのか疑問。燃料を使って収集するのは石油を使っているという点で同じ。石油資源の消費を減らす観点で考えると、再考の余地はあるのではないか。 ・分別は続けた方が良い。頻度など収集の効率化を考える余地があるのではないか。 ・費用がかかるという自治体の観点はありますが、「ごみを減らす」という観点に立ったときにどうかということではないか。 ・容器包装リサイクルは中途半端と思う。家庭から出す場合のきっちりしたマニュアルもできていない。収集にコストもかかりすぎており、無駄だと思う。 ・あいまいな分別の知識しかなく、分別にコストを浪費しているのは無駄。ごみを減らす意識は大事なので、それを市民に理解してもらえる方法を考えれば良い。 ・分別することで市民の意識が変わってごみの減量が進むということは大事で、コストはまた別の話。行政のコストは無駄な部分に使うということもあるので、コスト論とは分けて考えるべき。 ・堺市はやっと分別が定着してきたかなというところ。容器包装については基準があいまいで、燃やした方が良いという意見もある。色々な意見を聴いて考えないといけない。 ・分別を無駄だと壊してしまうと、市民は「ごみは出せば良い」という考え方になる。とんとんであれば続けた方が良い。分別して有効に処理するように考えてほしい。 	<p>○ 本市におけるプラスチック製容器包装の収集・処理フロー（平成 26 年度）をお示しします。（参考資料 1）</p> <p>○ 容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの 6 割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律であり、消費者・行政・事業者がそれぞれ役割分担し、負担を共有することにより、プラスチック製容器包装全体が削減されていくことを狙いとしているものです。</p> <p>○ プラスチック製容器包装を含む容器包装廃棄物の分別収集に努めることは地方公共団体の責務（容リ法第 6 条）とされており、本市としては、平成 21 年度にプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、市民の皆さまのご協力により年間 5,000 トン程度の回収量を継続的に確保するなど、その責務を果たしてきました。</p> <p>○ また、環境省の調査によると、分別せずに全量焼却した場合のみならず、全量高効率のごみ発電施設で焼却発電を行う場合と比べてもなお、容器包装リサイクルを行った方が CO₂ 排出量が少ないとの結果が示されています。</p> <p>⇒ 以上より、本市としては、多額の収集運搬コストを要してはいるものの、ごみ減量化・リサイクルの推進による循環型社会の構築に向けた責務を適切に果たしていく必要があり、また、分別収集について市民の一定の理解・協力は得られていること、分別しない場合と比べて環境負荷の低減効果も確認されていること等から、現時点でプラスチック製容器包装の分別収集を廃止することは考えていません。</p> <p>ただし、今後とも、収集の効率化等による収集運搬コストの縮減や、わかりやすい分別基準・方法などの検討・市民周知などの取り組みに努めていきます。</p> <p>なお、現在、国において容器包装リサイクル制度の見直しが進められていることから、その動向も注視しながら、必要に応じて、本市における容器包装リサイクルのあり方について再度検討することとします。</p>
<p>○ （将来推計の条件で）集団回収量の「向上」という文言はおかしい。文章的には食い止めるという表現なので、「向上」とあるが増えるわけではないというふうに感じる。</p>	<p>○ 当該部分の表現を「集団回収量減少の抑制」に修正します。（資料 3 P26, 27）</p>